

サムライ業を営む“所長さん”の 長寿化対策



会員 増田 竹夫

要 約

特許事務所に勤務する弁理士には「弁理士年金基金」があり、企業に勤務する弁理士には「厚生年金」があるが、“所長さん”と呼ばれる自営業者である弁理士には、基礎年金と呼ばれる「国民年金」しかない。20歳から60歳になるまでの40年間の全期間保険料を納めた場合、65歳から満額の老齢基礎年金が支給されるが、平成29年4月分からの年金額は満額で779,300円（月に約65,000円）でしかない。これだけでは、予想以上に長寿化してしまう未来を楽しんで生きるには十分な資金とは言えない。では、“所長さん”が70歳ないし75歳くらいのあいだに現役を退き、資金に余裕をもって長寿化した人生を楽しく過ごすには、いまからどのように対処したらいいのか。それとも、一生働き続けるのがいいのだろうか。

まだ年金受給時期には間がある“所長さん”の、現役を退いた後であっても生活に余裕をもてる現金を毎月受けとることができるプランを提案したい。退職金のない自営業者の長寿化への備えは、会社員以上にしっかりやる必要があり、「一生働くから」と準備を後回しせず、早い時期から少しずつ始めていくのが賢者の選択であろう。

また、“所長さん”のみならず、いま50歳未満の人々は100年以上生きることになるので、「厚生年金」と「企業型確定拠出年金」に加入し、「退職金」がもらえる予定の人であっても、将来の長寿化に備え、「他人（会社）任せ」ではなく、「自己責任」で適切に対応するための準備の重要性はさらに増すことになる。

さあ、長寿化に対応できる人生設計のモデル探しへ旅立とう！

目次

1. 「一生働くから」という言い訳
2. 所得控除可能な制度
 - (1) 国民年金付加年金
 - (2) 国民年金基金
 - (3) 小規模企業共済
 - (4) 個人型確定拠出年金
3. 40代までの“所長さん”の長寿化対応プラン
4. 50代から60歳までの“所長さん”の長寿化対応プラン
5. 61歳を過ぎてしまった“所長さん”の長寿化対応プラン
6. 資産運用の積極化への取り組み
7. 資産運用で何をどう選ぶか
8. 金融リテラシーがある“所長さん”の運用法
9. 注意すべきこと

1. 「一生働くから」という言い訳

(1) 日本経済新聞（以下「日経」と略す）に「断絶を超えて(3)」の連載として、2017/3/15付けで、「AI襲来、眠れぬサムライ 知識から知恵へ」という記事が掲載された。その中で、弁理士について、以下のよう記述されていた。

＜高度で専門的な知見を持つ通称「士（サムライ）業」。現代のサムライたちが職の「断絶」に直面する。

データ分析の自動化が進む米国では過去10年間で会計士が数万人規模で減った。英オックスフォード大と野村総合研究所が調べた「10～20年後にAIやロボットで代替可能」という職業のなかには会計士と弁理士、行政書士、税理士の4士業が含まれている。

東京・赤坂にオフィスを構える弁理士の秋山敦氏(64)も覚悟する。これまでは特許の調査や申請といった業務をこなしていれば、それなりに役割を果たすことができた。だが、「経営者と一緒になって知恵を絞るのが、AI時代を生き抜く弁理士の姿」と秋山氏は説く。いかに顧客企業が生み出す発明を企業競争力につなげるか。その力量が問われる。

今春には10人ほどの弁理士仲間と研修会を立ち上げ、これから必要になる知識やノウハウの取得を目指す。3年前にも取り組んだが、思いを共有する

弁理士が少なく頓挫した。「今がラストチャンス」。
秋山氏の言葉には悲壮感すら漂う。>

同じ日経同日付朝刊では、「現代の『サムライ』、狭き門の先に」と題し、以下のような記述があった。

<弁理士も「供給過剰」に直面している。「国内の特許出願件数は10年間で2割強も減っている。このまま減り続ければ、仕事を失う弁理士も出てくる」。東京都内に事務所を構える弁理士の日比恆明氏は厳しい表情を見せる。大企業が保有する特許数から、特許の質を重視し始めていることが背景だ。

それなのに弁理士の数は増え続けている。2000年代に入って政府が「知的財産立国」として弁理士1万人構想を打ち出したことが大きい。2002年に弁理士試験の科目が一部免除されて受験しやすくなったことに加えて、企業内弁理士の重要性も高まり、資格取得を目指す社員も急増。弁理士の登録数は2015年に約1万人と、10年前に比べて6割強増えている。>

記事の中の表では、弁護士、弁理士、公認会計士、税理士の平成15年度末の会員数、合格率、歴史について以下のような一覧表が載っている。

士業は狭き門			
	登録人数	合格率 (%)	歴史
弁護士	3万7680人 (2016年3月末)	22.9 (16年)	1872年に前身の代言人制度が発足。弁護士との名称は1893年から
弁理士	約1万人 (15年末)	5.9 (15年度)	福沢諭吉が1867年に欧米の特許制度を日本に紹介。弁理士資格は1899年から
会計士	2万9346人 (17年1月末)	10.8 (16年)	1927年に前身の計理士資格導入、1948年に公認会計士制度スタート
税理士	約7万6000人 (16年末)	18.1 (15年度)	原型は明治時代の税務代弁者。1951年に税理士法制定

このような状況下で、“所長さん”として「一生働くから」という考え方は、非常に安易な考え方であると思われる。生涯現役を貫ければ年金以外のキャッシュフローを得ることができるが、もしかしたら途中で病気になる、依頼人に迷惑をかけるかもしれないし、そもそも仕事量が現状維持できるかどうかもおぼつか

く、仕事量が減って今までのように生活できなくなるリスクも高い。

これからは、AIとの競争もあり、「職の『断絶』」や「弁理士の供給過剰」もあり、更なる年収の落ち込みも考えられる。

岡本和久氏は、その著作『賢い芸人が焼肉屋を始める理由』（講談社+アルファ新書）の中で次のように述べている。

<ずっと働くのはいいことですが、それと同時に、将来のためのお金にも働いてもらうことによって、退職後のキャッシュフローを補完するための方法を考えておく。その方がよほどリスクを減らすことができるでしょう。> (p68)

北村慶氏は、その著作『外資ファンド利回り20%超のからくり』（PHP研究所）の中で、次のように述べている。

<我々全員が、最後は「一人の投資家」として、資産を運用・管理し、老後の生活を送ることになる。また、われわれが頼ることになる年金も医療・介護などの保険も、その掛け金は将来の給付に備えて「投資」され「運用」されている。いずれにせよ、我々は「運用益」で生かされていくのだ。> (p21)

(2) 最近、話題になっている書籍として、『ライフ・シフト』（リンダ・グラットン、アンドリュー・スコット著、池村千秋訳。東洋経済新報社）がある（約400ページにも及ぶ著作で、副題は「100年時代の人生戦略」）。

現在、長寿化の最先端を走る日本では、概ね10年で2、3年のペースで平均寿命が伸びているという。今までの3ステージ・モデル、すなわち、教育→現役時代→老後、といった3段階で構成されていたモデルが、長寿化する人生に適合できなくなる、という。長寿化によって「老後」の期間が延びると、個人は貯蓄が足りなくなり、社会としては年金財政が圧迫されて、年金の支給額が減ることがまた個人の生活を圧迫しかねないという悪循環に陥る。わが国でも問題になっている「下流老人」の大量発生も考えられる。

ではどうするかというと、「現役期間の延長」と「資産運用の積極化」を図らざるを得ないが、「現役期間の

延長」については、弁理士業界の上述したような現状（日経記事）と認知症などの病気になったときのことも考慮すれば、いつまでも延長することはできないであろう。

「現役期間の延長」に関して、『ライフ・シフト』の著者達は、現役期間の延長と技術進歩との相互作用によって、これまでに受けた教育で、その後の長い現役期間に対応出来るのかを心配している。弁理士にも、時代に即した新しい知識を取得させる「義務研修」制度はあるが、未来を乗り越える「知恵」も取得できる保証はまったくない。

(3) 『ライフ・シフト』の記述によれば、「資産運用の積極化」における「資産」には、「有形資産」である“金融資産”のみならず、“人的資本”を活かす、“生産性資産”、“活力資産”、“変身資産”と呼ばれる「無形資産」も含まれる。

本論考で筆者(私)は、「有形資産」の中の“金融資産”について、“所長さん”がどのように運用していけば、人生100年時代をよりよく生きられるかという「長寿化する未来への備え」(センチナリアンになる準備を始めよう!)の一つの例を提示する。

(4) また、最近、若手の弁理士に事業を譲渡する場合、若手弁理士にリスク回避傾向が強く、“所長さん”になることを躊躇するようであるし、しかも引退する弁理士への金銭の支払い(一時的であれ、継続的であれ)でトラブルになることも多い、と聞く。

(5) 余談ではあるが、退職金から確定拠出年金(企業型DC)への変化の流れがある。景気・運用成果の悪化により、従来の退職金制度だけでは十分に生活保障としての役割を果たせないケースが出現した。この状況を鑑み、**従業員の自助努力による資産形成**の手段として、企業型DCを取り入れる企業が増えてきた。企業型DCは、会社が拠出し、加入者が運用の責任を負う企業年金制度であり、「会社任せ」に慣れ切った日本のサラリーマンも、これからは**資産運用の知恵**(リテラシー)が求められるようになった。

先の『ライフ・シフト』の中でも、「お金の面で人生の計画を立てるために不可欠なのが金融リテラシー(お金に関する知識・判断力)だ」(p273)と述べている。

2. 所得控除可能な制度

(1) 国民年金付加年金

これは通常の国民年金保険料に毎月400円の付加金を上乗せして支払う制度である。上乗せされる年金額は「加入した月数×200円」で65歳から生涯受け取れる。1年加入した場合、掛け金は4800円で受取額は年2400円。つまり、2年で元が取れる計算になり、これもオトクな制度であるので、“所長さん”はぜひご利用すること。

(2) 国民年金基金

女優の優香さんが宣伝している「国民年金基金」のホームページを見ると、

＜会社員等の方との年金額の差を解消するために創設された公的な年金制度

国民年金基金制度は、国民年金法の規定に基づく公的な年金であり、国民年金(老齢基礎年金)とセットで、自営業者など国民年金の第1号被保険者の老後の所得保障の役割を担うものです。＞

と記載されている。

国民年金基金は、国民年金の加入者(第1号被保険者)であれば、だれでも加入でき、掛け金は**全額が所得控除**になる。自営業者には税制上のメリットが大きい制度である。掛け金は、加入時の年齢や性別、将来の年金の受け取り方などで異なるが、上限は月額6万8000円まで(個人型確定拠出年金も併用するときは合算して)(年間816,000円)となっている。たとえば、30歳男性で「終身年金A型」を選択した場合、掛け金は9,740円。これで生涯にわたって基本月額年金2万円が受け取れる。当然、年齢が高くなれば掛け金は増え、受け取れる年金額も少なくなるので、早くから加入をしたほうがオトクである。

「専従者給与」という制度があり、個人事業主の妻などにも「専従者」として給与を支払うことができ、この「専従者」も国民年金基金に加入できる。最高限度額で夫婦2人が加入していた場合、国民年金と合わせると、夫婦合算で月に30万円超の年金を受給できる(筆者自身の場合)。月に30万円超の年金(国民年金+国民年金基金)と運用する金融資産の年間3~4%の取り崩しで、人的資本から得られる収入(働いて得られる収入)がゼロでも十分に老後を楽しめるだけの“月給”は確保される。

「専従者」については、国税庁の説明では、以下のよう
に記述されている。

＜生計を一にしている配偶者その他の親族が納税者の
経営する事業に従事している場合、納税者がこれら
の人に給与を支払うことがあります。これらの給与
は原則として必要経費にはなりません、次のよう
な特別の取扱いが認められています。

(1) 青色申告者の場合

一定の要件の下に実際に支払った給与の額を必要経
費とする青色事業専従者給与の特例

(2) 白色申告者の場合

事業に専ら従事する家族従業員の数、配偶者かその
他の親族かの別、所得金額に応じて計算される金額
を必要経費とみなす事業専従者控除の特例

(注) 青色申告者の事業専従者として給与の支払
を受ける人又は白色申告者の事業専従者である人
は、控除対象配偶者や扶養親族にはなれません。＞

(3) 小規模企業共済

サラリーマンと違って、自営業者（所長弁理士）に
は退職金はないが、それに代わる制度がある。独立行
政法人中小企業基盤整備機構（〒105-8453 東京都港
区虎ノ門3-5-1 虎ノ門37 森ビル）が運営するもので、
個人事業主や共同経営者、会社の役員などが加入でき
る共済である。個人事業を廃業したときや、会社の役
員を退職したときなどに共済金（解約手当金）が支払
われる。掛け金は毎月1,000円～7万円までで自由に
設定でき、全額が所得控除される。

弁理士業（サービス業とされている）では従業員が
5人以下という制限があるので、小規模特許事務所の
“所長さん”なら利用できる。

(4) 個人型確定拠出年金（愛称：「iDeCo」）

確定拠出年金制度には、自営業者が利用できる「個
人型」があり、仕組みは企業で導入しているものと同
じで、自分で運用する金融商品を選び、その運用実績
で将来受け取る年金が変動するというもの。

企業型との違いは、当然のことながら、掛け金は個
人が支払うことと、事務費などの手数料がかかるとい
うこと。最大のメリットは掛け金が所得控除されて節
税が可能なこと、運用期間中に得た収益は非課税なこ
と、年金で受け取る場合は公的年金等控除が、給付金
を一括で受け取る場合は退職所得控除が受けられるこ

と。

確定拠出年金というのは、将来給付される年金額が
運用次第で変動する年金である。確定拠出年金は企業
型と個人型があり、自営業者（“所長さん”）が任意で
加入することが出来る個人型確定拠出年金について以
下に述べる。

毎月の個人型確定拠出年金への掛け金（保険料）は
全額が所得控除の対象となる。つまり、年金保険料と
して支払っている金額×税率分が戻ってくることにな
る。ちなみに掛け金の金額は月額5,000円～68,000円
の間で自由に決めることが出来る。

個人型確定拠出年金の場合、運用期間はずっと非課
税となるためより節税効果が高い。分配金が非課税と
なることで、分配金の再投資による実質的な利回りが
上昇、長期の複利運用となり資産形成効果が高まる、
と言われている。

“所長さん”の場合（第1号被保険者）、国民年金基
金と併用する場合は、両方合わせて年間816,000円ま
で利用できる。

3. 40代までの“所長さん”の長寿化対応プラン

(1) モデル1

「国民年金付加年金」+「国民年金基金」+「NISA」
(+「iDeCo」+「小規模企業共済」)

(2) モデル2

「国民年金付加年金」+「iDeCo」+「NISA」(+「小
規模企業共済」)

このモデル2は、金融リテラシーが高い“所長さん”
用。ここで、「金融リテラシー」とは、「フィナンシャ
ルリテラシー」ともいい、金融商品の“読み書き能力”
とも訳されている。日本証券業協会によれば、「金融
に関する知識や情報を正しく理解し、自らが主体的に
判断することのできる能力であり、社会人として経済
的に自立し、より良い暮らしを送っていく上で欠かせ
ない生活スキル」と定義され、さらに、「国民一人ひと
りが金融リテラシーを身に付けることは、健全で質の
高い金融商品の供給を促し、我が国の家計金融資産の
有効活用につながることを期待されます」と解説され
ている。

作家の橋本氏によれば、リスクとリターンとの関係とか
「確率」を正しく理解することが、「リテラシー」の向
上になるといい、「宝くじは『愚か者に課せられた税
金』」であり、生命保険は「不幸の宝くじ」であるとい

う（『臆病者のための億万長者入門』文春新書）（p46～51 参照）。

4. 50代から60歳までの“所長さん”の長寿化対応プラン

(1) 所得控除可能な制度で利用できるものは利用しつつ、ノーベル経済学賞を受賞した現代ポートフォリオ理論（MPT）を活用したリスク管理の下、資産を自己責任で運用する（「他人任せ」ではなく）。

(2) MPTって何だ？

簡単に言うと、業種が異なる50～60銘柄の株式を保有するとリスクが減るといふはなしである。米国のハリー・マーコビッツ（1990年のノーベル経済学賞受賞）は、「リスク（変動性）のある株式を組み合わせれば、それを構成する個別の株式のどれよりもリスクが低くなるようなポートフォリオを作ることができるかもしれない」と考えた。リスクを低下させたい人間にとって、分散投資が賢明な戦略である。

分散するということは、いくつかの株式銘柄や資産クラスが市場全体とは反対の方向に動くことがあり、これらの資産は互いにマイナスの相関関係にあるというが、完全に正の相関でない限りリスク低減に役立つ。

詳しくは、バートン・マルキール著『ウォール街のランダム・ウォーカー』（井出正介訳、日本経済新聞出版社）（原著11版）の「第8章 新しいジョギング・シューズ」を参照。その中で、「分散投資によるリスク低減の恩恵にあずかるのに、マイナスの相関は必ずしも必要不可欠ではないのだ。マーコビッツが投資家の財布に真に貢献したのは、完全に正の相関でない限り、分散投資さえすれば何であれリスク低減に役立つ可能性があることを示した点にある」（p255）と述べられている。

(3) では具体的にどう運用すればいいのか？

筆者（私）の場合は、20代後半で独立開業して“所長さん”になった。当事務所の税務申告を依頼していた公認会計士（高校時代からの友人）のアドバイスにより、妻を「専従者」とし、夫婦ともに、「国民年金」（付加年金付き）+「国民年金基金」（最高限度額）に加入していたことは、年金受給額に大きな影響があった。なお、当時は「iDeCo」も「NISA」もなかった時代である。

奥さんなどを専従者にできない事情があれば、

「iDeCo」の利用を勧める。

50歳を過ぎていても今後ほぼ10年間の「基金」積み立ては大きい。40歳までに「基金」を積み立てた人との差額は、分散を図った自主的な資産の運用（自己責任）で賄うしかない。

5. 61歳を過ぎてしまった“所長さん”の長寿化対応プラン

(1) 貯蓄などの資産を取り崩して生活していくしかないのか？

61歳を過ぎてしまうと「所得控除可能な制度」は使えない。若いころは羽振りがよく、儲かったお金は、銀座、赤坂、六本木（神楽坂も入れようか？）界隈で費消し、かつ趣味のゴルフのために高額ゴルフ会員権をローンで買い、さらには箱根、軽井沢、河口湖あたりに別荘（あるいはリゾートマンションやリゾート会員権）を買うなどして、“キリギリス生活”を謳歌していた“所長さん”は、自業自得とあきらめるしかないのか？

いやいや、心を入れ替えて、生活をダウン・シフトし、100歳まで生きてしまうかもしれない人生の「長生きリスク」に対処する方法はあるはず。

将来の事業譲渡を考慮しつつ、健康に留意し、「金融リテラシー」を向上させることに励むことが大切。健康で稼ぐ能力が残っているなら、75歳くらいをめどに現役続行し、“跡取り”の育成をしつつ、「資産運用の積極化」に取り組んでいく。

(2) 65歳以降に受給される基礎年金は、税金や保険などを引かれると、夫婦合わせて月12万円程度であるから（独り身であれば6万円程度）、この金額でひと月過ごすのはきつい。足りない分は、貯蓄とか、別荘やゴルフ会員権、さらには自宅を売却した金額からの取り崩しで賄うしかない。

(3) 何億円もの資産、あるいは兆円単位の資産があっても、これらを取り崩すだけの生活では、積極性に欠け、若さを失う原因にもなる。現在の金融資産を減らすことなく、しかも取り崩していく運用方法がある。全金融資産の3～4%の定率取り崩しで、ほぼ減らさずに子孫に残すことができる。このような「資産運用の積極化」を図ることは、アタマも使い、若さを保て、子孫（いなければ大切に思っている施設や国際機関など）に資産を残せる。

6. 資産運用の積極化への取り組み

(1) 年金積立金管理運用独立行政法人 (GPIF) は、公的年金 (国民年金・厚生年金) の積立金を運用管理する世界最大規模の機関投資家である。機関投資家とは、顧客から拠出された資金を運用・管理する法人投資家の総称であり、「年金基金」のほかには、「投資顧問会社」、「生命保険会社」、「損害保険会社」、「信託銀行」、「投資信託会社」などがある。

GPIF は、Government Pension Investment Fund の略称であり、そのホームページには、たくさんの有用な情報が、わかりやすく記載されているので、金融リテラシーの基礎知識の取得には必見である。

(2) 国民が毎月支払っている「国民年金」と「厚生年金」は、GPIF により各種アセットに投資され、運用されている、すなわち年金を支払っている **国民は否応なく「資産運用」を行っていることになる** (間接的ではあるが)。

GPIF は 2014 年に「資産運用方針」の改革を行い、「投資先の運用比率」を抜本的に変更した。これまでは、

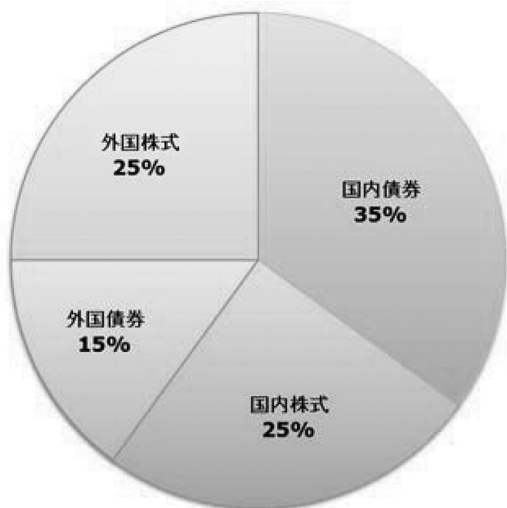
- ・日本株→12%
- ・外国株→12%
- ・国内債券→60%
- ・外国債券→11%

だったのを、

- ・日本株→25%
- ・外国株→25%
- ・国内債券→35%
- ・外国債券→15%

へ変更した (下図のグラフ参照)。

【基本ポートフォリオで定める資産構成割合】



(3) 今後、日本では、「高齢化社会」が加速していくので、「高い経済成長率」を期待することは困難であり、人口が増えている新興国やイノベーションの活発な米国などの「海外」への投資を増やすことは、「正しい戦略」のように思われる。

世界 45 か国の 2017 年 5 月の株式の時価総額は、米国 52.2%、日本 8.3%、英国 6.3%、仏国 3.4%、独 3.2%、スイス 3.0%、カナダ 2.8%、中国 2.4%、その他 18.4% である (US\$ ベース) (ブログ「わたしのインデックス」より)。

(4) 先に触れた個人型確定拠出年金「iDeCo (イデコ)」とは、加入者が月々の掛金を拠出 (積立) し、予め用意された金融商品で運用し、60 歳以降に年金または一時金で受け取ることができるもので、60 歳になるまで、引き出すことができないものである。自営業者である“所長さん”は、国民年金基金や付加保険料と合わせて月額 6 万 8000 円が限度となる。金融リテラシーがある、あるいは資産運用のリベラル・アーツに優れている“所長さん”には、国民年金基金よりも「iDeCo」を勧める。毎月拠出する掛金は全額所得控除の対象となり、課税されず、運用益も非課税 (運用益には通常 20.315% の税)、年金として受け取る場合には雑所得 (公的年金等) となり公的年金等控除が適用され、一時金として受け取る場合には、退職所得控除として課税され、退職所得控除が適用される。

ところで、リベラル・アーツという表現の原義は「人を自由にする学問」という意味で、弁理士の専門知識のみならず、「資産運用」知識も“所長さん”には必要であり、経済的自由を得るための「必須科目」である。

(5) 何歳になっても利用できる非課税制度としては、「NISA」がある (金額と期間が限定されるが)。これは、「所得控除可能な制度」ではないが、年間 120 万円以下の投資で得た運用益が非課税として優遇される制度である。「NISA」ではない普通の口座 (特定口座・一般口座) だと、投資で得た運用益には 20.315% の税金がかかるが、それが「NISA」なら非課税となる。ある年に買った株の売却益や配当金が非課税になる期間は、買った年を含めて 5 年間。5 年経過時に「ロールオーバー」という制度あり。

なお、2018 年いっぱいでの一般 NISA の制度は終了する (金融庁は延長要望をしているが今の段階では未定)。60 歳を過ぎたシニア層の資産運用で唯一の

非課税制度がなくなるかもしれない。本稿が掲載される時点（2018年1月号の予定）では、2018年限りの非課税制度となるかもしれないが、限度額の120万円を低コストな株式インデックスファンドに投資することをお勧めする。どうしても現金を必要とするならば、5年以内の一部あるいは全部取り崩しも可能である。筆者自身は2014年～2017年まで限度額いっぱいこの非課税制度を利用しているが、2014年分（この年の限度額は120万円ではなく100万円）の4年間に少し足りない期間での運用パフォーマンスは、+40%を優に超えている。

5年経過後に、ロールオーバーせずに解約した時点で、原則、運用益には20.315%課税されるが、NISAでは課税されないから、例えば50万円の運用益に対して101,575円の課税分が非課税扱いになり、手元に残ることになる。

なお、一般NISAが終了しても、「つみたてNISA」が2018年から始まる。これは2018年から20年間、毎年40万円の範囲内で定められた金融商品につみたて投資することができる非課税制度である。

あと20年間は、「アタマもしっかりしている」と思える人は、こちらのNISAも選択肢にいれてもいい。ただし、「つみたてNISA」を選ぶと「一般NISA」は選べない。

7. 資産運用で何をどう選ぶか

(1) 「国民年金」や「国民年金基金」はそれぞれの組織（機関投資家）が独自に運用する「他人任せ」の運用である。運用次第では当然損失も出る。特許事務所に勤務する従業員は、事業主と折半で「弁理士年金基金」に加入（未加入の事務所もあるようである）するが、この基金の運用は弁理士が行えるというものではなく大手運用機関に委託している。したがってこれも「他人任せ」の運用である。

「iDeCo」や「NISA」の場合は、加入者や口座開設者が自己責任で投資対象を選ぶ。すなわち、「他人任せ」ではない運用となる。

(2) 「他人任せ」の運用ではなく、「自己責任」で資産運用をするためには、初歩的な段階ではGPIFの運用方針を見倣い、同じようなポートフォリオを組むことがよいかもしれない。

そのために、広く分散された投資信託が第一の候補となる。購入・換金手数料なしのノーロードタイプの

もので、信託報酬が安いものが長期的には収益率が高くなる。

「国内債券」としては、低保有コストな「国内債券インデックスファンド」、例えば信託報酬0.1566%～0.1628%程度の商品を選ぶ。

「外国債券」としては、「先進国債券インデックスファンド」、例えば信託報酬0.25%以下の商品を選ぶ。

「国内株式」としては、代表的なインデックスは「TOPIX」と「日経225」であり、いずれも信託報酬0.20%程度の商品を選ぶ。

「外国株式」（先進国株式）として、信託報酬0.25%以下の商品を選ぶ。

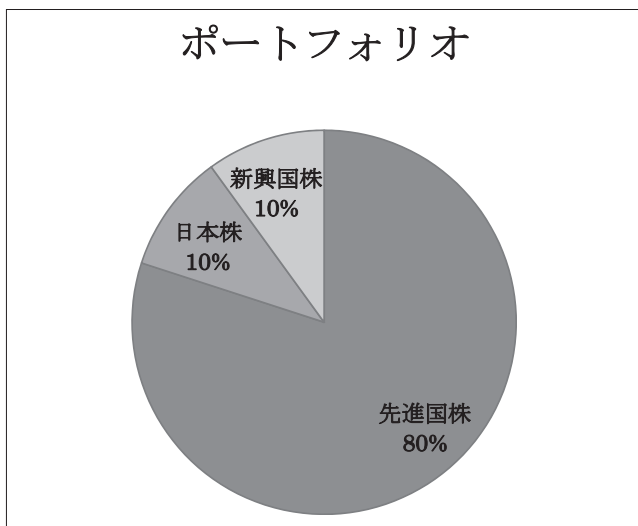
ある経済評論家は、信託報酬が0.5%を超える（100万円で年間5千円のコストがかかる）ファンドは買うべきではないという。投資のリスクやリターンは予想できないし、市場は自分の意思ではどうにもならないが、唯一自分でコントロールできるのが「コスト」（手数料と費用）なのである。

8. 金融リテラシーがある“所長さん”の運用法

(1) 少子超高齢化が進む日本の経済成長は低成長にならざるをえない。また、日本債券の利率はきわめて低く、「インフレリスク」に対処できない。「インフレリスク」に対処できるリターンを期待できるのは、株式のみである。“所長さん”が予想以上に長生きしてしまうという「長生きリスク」にも株式のリターンが役立つ。

「ハイリスク・ハイリターン」はマーケットにおける不滅の真理である。リスクを減らすには、「分散」すること、それも世界中に広く分散、比率的には時価総額に応じて分散し、時間的にも分散（積み立て）することが望ましい。世界の株式市場をまるごと買い、時価総額ウエイトで積み立て投資を続けることで、リスクを最小化し、リターンを最大化（複利効果を味方にする）運用コストを最小化すること）することを可能にする。

このような考え方を理解し、納得できる金融リテラシーがあるならば、日本株、先進国株、新興国株のそれぞれのインデックスファンドで、10:80:10の割合でポートフォリオを組み、毎月この比率で積み立てる。この比率がかなりくるってきたらリバランスをする。リバランスとは、最初の比率に戻すことである。



リバランスについて、バートン・マルキールは次のように述べている。この意味するところが分かるには、金融リテラシーのさらなる向上が必要である。

<投資家なら誰でも、間違ふことなく『安く買って、高く売る』指令を出してくれる魔法使いがいたらいいなと願うだろう。そして規則正しいリバランス戦略こそ、その魔法使いなのだ。([『ウォール街のランダム・ウォーカー』 p444)>

(2) 資産の運用に当たって、投資信託(インデックスファンドとアクティブファンド)というツールの他に、ETFというツールがある。ETFはExchange Traded Fundsの略。個別銘柄の株式と同じように価格が変動し、投資家は取引時間中にリアルタイムで売買できると同じようにマーケットで取引できる。

さらに金融リテラシーが向上した“所長さん”向けには、ETFによる運用法もある。米国籍のETFに、安定した市場及び発展途上にある市場をカバーするFTSE Global All Cap Indexのパフォーマンスの追跡を目指しているものがあり、米国及び外国株式に投資する、というほぼ世界市場を網羅(時価総額ウエイト)したものがある。日本も先進国も新興国も含んでいる便利なツールである。

このFTSE Global All Capというインデックスを“分解”し、日本株ETF、米国株ETF、(米国と日本を除く)先進国株ETF、新興国株ETFに分けて、各地域の株価の動静を観察できるようにしておいてもいい。あるいは日本株を含む先進国株ETF、米国株ETF、新興国株ETFをそれぞれの時価総額ウエイトで保有し、ときどきリバランスする(比率が減少した

ETFを買い増す)という方法もある。

日本の証券市場に上場しているETFの中で日本を除く世界市場に投資できる商品や日本を除く先進国市場に投資する商品もある。2017年6月24日付の日経朝刊によれば、日本株保有額1位は、GPIFの36.0兆円、2位が米ブラックロック社の17.6兆円、3位が日銀17.1兆円であり、4位が野村アセットマネジメントの10.2兆円、5位がアセットマネジメントOneの10.2兆円、6位が米バンガード・グループの10.0兆円であり、GPIFと日銀で日本の株価を支えているようでもある。「官製相場」と言われる所以かもしれない。しかも、日本株ETFの保有比率も多いので、時価総額の割合(約8%)以上に日本株ETFの比率を増やすことは、資産の分散投資の観点からも問題があるといえる(気がする)。

(3) ギャンブル好きな“所長さん”は、個別銘柄の短期売買に魅力を感じるかもしれない。「1日で1億円儲けたAさん」というようなはなしが報道されると、“所長さん”もその気になるかもしれないが、再現性のあるはなしではないし、宝くじに当たるようなものであり、やめた方がいい。

このような「トレーディング型」投資法の外に、割安株の長期保有、というバフェット流投資法にあこがれて実践したがる“所長さん”もいるかもしれない。バフェットのように株価のファンダメンタル価値を正確に評価できるなら、あるいは膨大な資金を用意できるなら、止めはしないが、確実にリターンを上げ続けることは難しい。

バフェットとは、米著名投資家で「オマハの賢人」と呼ばれるウォーレン・バフェット氏のことで、彼が経営するパークシャー・ハザウェイの株主に年に一回手紙を送っている。2014年3月の手紙では「普通の人には勝者(上がる株)を当てなくてもいい」と助言している。バフェットは、「一般的な投資家がそのようなスキルを持つ必要はありません。米国のビジネスは時代を超えて素晴らしい成果を上げてきたし、今後もそうでしょう。プロでない人々が目指すべきなのは、勝者を当てることではありません。自分だけではなく、助力者にもできません。代わりに幅広い領域にわたる企業を買えば、必ずうまくいきます。S&P500種株価指数に連動する低コストのインデックスファンド(指数連動型投信)を使えば目標を達成できます」と述べている。さらに、妻への相続のための信託で「現金の

10%を政府短期債で、残り90%はS&P500のインデックスファンドで運用するよう指示しました（超低コスト投信で知られるバンガード社の投信を勧めます）。こうした方針をとることにより、高額な手数料をとる運用者を抱えている他の投資家よりも、長期では優れた結果を残せると確信します」とも述べている。

わが国で買える「S&P500」指数連動型ETFとしては、国内ETFと海外ETFがあるが、国内ETFは純資産と出来高が少ないため、できればまとまったお金（100万円単位くらい）で海外ETFを購入することをお勧めする。「S&P500」指数連動型ETFは、ベンチマークであるスタンダード&プアーズ500種指数の投資パフォーマンスを追跡することを目指す。このETFの組み入れ企業の上位5社は、次のとおりである。

2017年04月30日更新

銘柄	種別	比率%
1 APPLE INC ORD	--	3.66
2 MICROSOFT CORP ORD	--	2.57
3 AMAZON.COM INC ORD	--	1.78
4 FACEBOOK INC ORD	--	1.72
5 EXXON MOBIL CORP ORD	--	1.64

(楽天証券調べ)

(4) バフェットが勧めるバンガード社の創設者であり、世界初のインデックスファンドを創設したジョン・ボーグルが、その著作『マネーと常識』（石川由美子訳・林康史監訳、日経BP社）（現在絶版）の中で次のように述べている点について、“所長さん”は熟慮してほしい。

<(インデックスファンドを保有する) 株主は、企業を保有しているのであり、複数の企業群は全体として、資本に対してかなりのリターンを獲得し、株主に配当を支払う。もちろん多くの企業は失敗する。欠陥のあるアイデアや硬直した戦略を持ち、脆弱な経営が行われている企業は、競争の激しい資本主義の特性である創造的破壊の犠牲となり、最終的にはほかの会社にとって代わられてしまう。しかし全体としては、企業は長期的な力強い経済成長とともに成長する。(p12)>

<(個別の) 銘柄を選択したり、株式市場の将来を予測する（投資家全体として考えればまったく無駄な2つの仕事）ために複雑な策謀に手を染める投資家の群れに加わる代わりに、すべての解決策のなかでも最も単純な方法—市場を構成する全銘柄のポートフォリオを買って保有すること—を選択すべきなのである。(p52)>

<個別企業は盛衰する。われわれが今日直面している急速な技術革新と新しい世界競争の激化（グローバル化）を考慮すると、企業の倒産率は増加することはあっても減少することはないだろう。個別銘柄に内在するリスクから個人投資家を守る最高の方法は、可能な限り幅広く分散投資することである。(p224)>

9. 注意すべきこと

(1) 国民年金や年金基金は、否応なく「他人任せ」の運用であるが、「自己責任」の運用をするのであれば、金融リテラシーを涵養し、運用のプロが言うことを鵜呑みにしないことは、とても大切な心構えである。

(2) 金融機関が売りつける金融商品は、金融機関が儲けるための商品ばかりで、“所長さん”の儲けになるような商品は売らない。形式上、「ウィンウィン」の関係でも、本来“所長さん”の儲けはもっと多かったはずである。

「毎月分配型投信」や「ラップ口座」は、金融機関の儲けのためにある。個別銘柄の短期売買の勧めも、金融機関の手数料稼ぎでしかない。

銀行は、“所長さん”の口座を把握し、お金の状況を理解している。“所長さん”に金銭的余裕があると見れば、手数料の高い投資信託を売りつけようとする。銀行マンはセールスマンでもある。

プライベートバンクなどは、“所長さん”の自尊心をくすぐるが、カモにされるだけである。

(3) 金融庁が発表した「平成27事務年度版金融レポート」によれば、森長官が掲げる「フィデューシャリー・デューティー」の旗印の下、金融機関の悪行や、ダメな運用商品が、顧客である投資家の立場から分析されている。経済評論家の山崎元氏のこのレポートの解釈によれば、金融庁がレポートでダメな商品であることが分かるように例示しているのは、(1)毎月分配

型投資信託, (2)個人年金保険 (特に外貨建てのもの) などの貯蓄性保険商品, (3)ラップ運用 (特にファンドラップ), の3つだ。いずれも, 売れ筋の商品・サービスであるが, これらが「ダメ!」であることについては, 山崎元氏も全面的に賛成しているし, 少しでも金融リテラシーがあれば, “所長さん”が買うべき商品でないことは, すぐにも理解できる。

(4) ネット証券を利用すれば, 金融機関からわけのわからない金融商品をすすめられることもなく, 本来の利益の一部を金融機関に持っていかれることもない。その代わり金融リテラシーの涵養に努めなければならない。金融リテラシーの涵養は, 弁理士試験よりもはるかに易しい。

(5) 「分散・長期・低コスト」を意識すれば, 「他人

任せ」ではない自己責任 (リスクを取る) の株式運用が成功する。

少なくとも5年以上運用した後で, 現金が必要なら毎年4%以内で取り崩す分には, 株式の期待リターンが年平均6%前後あるなら, 資産が減る恐れはほとんどない。

起業家でもある“所長さん”たち!……長寿化した未来に経済的自由人として楽しく生きる生活が待っています。知恵 (リテラシー) と努力は必要です。これまでの説明が, 少しは“所長さん”のお役に立てたなら幸いです。

以上

(原稿受領 2017. 6. 28)

日本弁理士会の
『特許出願等援助制度』をご活用ください
～優れた発明・考案・意匠の創作を応援します～

JPAA
Information

特許出願等援助制度とは?

有用な発明や考案、意匠の創作が、経済的な事情によって世の中に活用されることなく埋もれてしまうことがないように、日本弁理士会が必要とされる費用の全部又は一部を負担する制度です。

援助対象者は?

発明者や教育機関、中小企業等が対象です。

援助の費用は?

必要となる、弁理士の報酬、費用及び特許庁の手数料の合計を超えない範囲で負担します。

援助の条件は?

日本弁理士会が審査を行い援助の可否を決定します。(※詳細は右の「利用の流れ」)

利用の流れ

申請

↓

審査

↓

審査結果の通知

↓

援助が決定したら
弁理士の選定

↓

契約

↓

援助の開始

特許出願等援助制度の詳細、申請書様式のダウンロードは日本弁理士会のホームページで

検索